

令和6年度の年金額の改定について

国民年金の年金額 改定後

	令和6年4月分～（年額）	
	68歳以下※ ¹	69歳以上※ ²
老齢基礎年金 満額	816,000円	813,700円
障害基礎年金 1級	1,020,000円	1,017,125円
障害基礎年金 2級	816,000円	813,700円
遺族基礎年金 基本	816,000円	813,700円
子の加算	(第1子) 234,800円	
	(第2子) 234,800円	
	(第3子以降) 78,300円	

※1 昭和31年4月2日以降に生まれた方 ※2 昭和31年4月1日以前に生まれた方

令和6年4月分（6月14日支払分）からの年金額は、法律の規定により、3月分までの年金額に比べ、2.7%引き上げとなります。

年金を受給されている方には、日本年金機構から、令和6年6月の年金が振り込まれる前に「年金額改定通知書」が届きます。

令和6年度の年金生活者支援給付金額の改定について

令和6年4月分（6月14日支払分）からの給付金額は、法律の規定により3月分までの給付金額に比べ、3.2%の引き上げとなります。

給付金を受給されている方には、日本年金機構から、令和6年6月の給付金が振り込まれる前に「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

年金生活者支援給付金額 改定後

	令和6年4月分～（月額）
老齢年金生活者支援給付金	5,310円※
障害年金生活者支援給付金 1級	6,638円
障害年金生活者支援給付金 2級	5,310円
遺族年金生活者支援給付金	5,310円

※基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定について

和歌山県後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等が改定されました（表1）。年間の保険料は、均等割額（54,428円）と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が段階的に引き上げられます。

世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があり、令和6年度から対象世帯が拡充されます。世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が表2の計算式で算出した金額以下になる場合、均等割額を軽減します。

なお、令和6年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

表1 後期高齢者医療制度の保険料率等

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額※ ²
		軽減用所得割率※ ¹	
令和6・7年度	54,428円	11.04% 10.13%	80万円（73万円）
【参考】令和4・5年度	50,317円	9.33%	66万円

- ※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入のみの場合211万円）以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。
- ※2 賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、賦課限度額を段階的に引き上げます（令和6年度73万円、令和7年度80万円）。ただし、令和6年度中に75歳に到達する方を除きます。

表2 均等割額軽減割合算出表

年度	軽減割合	
	5割	2割
令和6年度	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1） +29.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1） +54.5万円×（被保険者数）以下
【参考】令和5年度	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1） +29万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1） +53.5万円×（被保険者数）以下